



愛媛県報

令和7年7月4日金曜日 第624号外1

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇

選挙管理委員会告示

○ 愛媛県議会議員補欠選挙の期日等	（選挙管理委員会）	1
○ 愛媛県議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任	（ ）	1
○ 愛媛県議会議員補欠選挙における開票の事務と選挙会の事務を併せて行わない旨の告示	（ ）	1
○ 愛媛県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時	（ ）	1
○ 愛媛県議会議員補欠選挙における選挙長の行う告示の方法	（ ）	1
○ 愛媛県議会議員補欠選挙におけるポスターの掲示開始日	（ ）	1
○ 愛媛県議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	（ ）	1
○ 愛媛県議会議員補欠選挙における投票用紙の様式	（ ）	1

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第64号

愛媛県議会議員補欠選挙は、令和7年7月13日に行う。
選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

令和7年7月4日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

新居浜市選挙区

2人

○愛媛県選挙管理委員会告示第65号

令和7年7月13日執行の愛媛県議会議員補欠選挙における選挙長
及びその職務を代理すべき者は、次のとおりである。

令和7年7月4日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
新居浜市	横山 泰茂	新居浜市	永井 昭憲

○愛媛県選挙管理委員会告示第66号

令和7年7月13日執行の愛媛県議会議員補欠選挙における開票の
事務は、選挙会の事務に併せて行わない。

令和7年7月4日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

○愛媛県選挙管理委員会告示第67号

令和7年7月13日執行の愛媛県議会議員補欠選挙における選挙会
の場所及び日時は、次のとおりである。

令和7年7月4日

○愛媛県選挙管理委員会告示第71号

令和7年7月13日執行の愛媛県議会議員補欠選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

1 場所 新居浜市役所

2 日時 令和7年7月15日 午前10時

○愛媛県選挙管理委員会告示第68号

令和7年7月13日執行の愛媛県議会議員補欠選挙における選挙長
の告示は、次に掲げる掲示場所に掲示して行う。

令和7年7月4日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

名 称
新居浜市役所掲示場

○愛媛県選挙管理委員会告示第69号

令和7年7月13日執行の愛媛県議会議員補欠選挙において、公職
選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第10項において準用す
る同条第5項の規定によりポスター掲示場にポスターの掲示を開始
できる日は、令和7年7月4日とする。

令和7年7月4日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

○愛媛県選挙管理委員会告示第70号

令和7年7月13日執行の愛媛県議会議員補欠選挙における選挙運
動費用の制限額は、次のとおりである。

令和7年7月4日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

候補者1人につき 5,870,500円

令和7年7月4日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三 好 賢 治

表

裏

こうほしやしめい 候補者氏名	二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。	令和七年執行 愛媛県議会議員補欠選挙投票	○ 注 意 ちゅうい 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。	愛媛県選挙管理委員会之印
-------------------	-----------------------	----------------------	-------------------------	--	--------------

備考 愛媛県選挙管理委員会の印は、刷込み式にする。